

★ 貸金業の規制等に関する法律施行細則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第九十六号）（商工金融室）

一 改正の要旨

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法律の題名を改正するなど必要な整理を行った。

二 施行期日

平成十九年十二月十九日